

基本目標 3

ふれあいと活力のあふれるまち

【市民生活・産業の分野】

施策
12

市民活動

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 地域コミュニティ

町内会・自治会に対する助成を行い、各会ともにさまざまな事業が実施されたほか、市としても、町内会連合会などと連携し、ポスターやチラシを作成するなどの加入促進運動の支援に取り組んできました。

市内の 39 町内会・自治会においては、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化などにより、町内会・自治会への関心が薄れ、加入世帯の減少や担い手不足などの状況があることに加え、近年では高齢化により町内会・自治会を退会する世帯も多い状況となっています。そのため、災害時の対応、子どもや高齢者の見守りなどといった共助の取組みの低下を招き、行政運営においてもさまざまな面に影響が及ぶことが懸念されています。

2. 市民活動

地域活動の担い手となる市民活動団体やNPO法人などの設立に向けた支援に取り組んできたほか、行政と市民活動団体が協働で実施する事業について連携を深め、さまざまな取組みを推進してきました。平成 27 年度に市内で活動している団体数は 182 団体となり、平成 26 年度と比較すると増加していますが、今後も、市内で活動する団体がさらに増加するよう取り組んでいく必要があります。

市民活動団体は、現在、会員の減少や高齢化、活動場所の確保など、さまざまな課題を抱え、さらに、市民活動に対する関心の低下や意識の希薄化がうかがえることから、各団体の機能低下も危惧されています。

そのため、市では、市民活動団体の持つ特性を生かし、市民活動団体と行政が協働して事業を実施する市民提案型協働事業を導入し、ともにつくる住みよい地域社会の実現に向けて取り組んでいるほか、平成 28 年度に市民活動基本計画を策定することとしています。

基本方針

町内会・自治会、ボランティア・サークルなどの市民活動団体、NPO法人などの自立した活動や相互の連携を支援し、ふれあいや助けあいが日常的に行われる活気ある地域社会をつくります。

今後の方向性

1. 地域コミュニティの活性化

行政ならびに地域で活動するさまざまな組織が連携し、若い世代の参加促進を図りつつ、町内会・自治会組織の活動を支援し、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

2. 市民活動の推進

市民活動基本計画に沿って、「市民活動の参加機会の創出」「市民活動団体への支援」「市民活動団体間の連携」「活動拠点の整備」「協働事業の充実」などの施策を展開し、市民活動の推進を図ります。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市市民活動基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）

1. 地域コミュニティの活性化

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	町内会・自治会活動への支援	各町内会・自治会活動のさらなる活性化や、会員減等の課題の解決策について、町内会連合会が行う加入促進策や退会防止策などの取組みを支援していきます。	重点輝④
1-2	地域集会施設・学習等供用施設の更新等の検討	建築年次の古い地域集会施設・学習等供用施設の耐震診断を行い、町内会・自治会や市民活動団体などが活動しやすい施設として、長寿命化・集約化・複合化・多機能化等について検討します。	重点
1-3	若い世代のまちづくりへの参加の機会の検討・提供	若い世代がまちづくりや地域コミュニティを担う人材として活躍することができるよう、まちづくりへの参加の機会の検討・提供に取り組みます。	

2. 市民活動の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	市民提案型協働事業の実施	市民活動団体が事業を企画し、市と協働して実施する提案事業を募集し、実施します。	重点輝④
2-2	市民活動団体連携協議会の設置・運営の支援	市民活動団体やNPO法人、事業所等との団体交流や連携して行う市民活動などを促進していくため、関係団体による協議会を設置し、運営を支援します。	重点輝④
2-3	市民活動センターの充実	市民活動団体の活動支援やNPO法人の設立支援を行います。また、市民の地域活動への参加を促すため、各種講座を行うとともに、市民活動団体の活動拠点となるよう、コミュニティセンターなどの改修について検討します。	重点

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 人権の尊重

学校教育等での意識啓発や、人権週間などにあわせたパネル展、中学生を対象とした人権作文コンテストなど、人権に関する意識啓発を行うとともに、人権擁護委員による人権身の上相談、福生市との連携による女性悩みごと相談などに取り組んできました。

人が人として生きていく上で、人権は大切に守られていかなければなりません。日常生活の中では依然として、人権に関するさまざまな問題が起きています。

2. 男女共同参画

平成 24 年 3 月に策定した「羽村市男女共同参画基本計画」に沿って、各施策におけるさまざまな事業を実施したほか、男女共同参画に関する意識啓発事業として、広報はむらの特集記事「Weave」の発行や「女と男、ともに織りなすフォーラム in はむら」などを通じて、市民意識の啓発に努めてきました。しかし、市の審議会などへの女性の参加率は、ほぼ横ばいで推移しているほか、市政世論調査における市民の男女平等に対する認識は、依然として低い結果となっているため、男女がともにいきいきと暮らせる社会を築くための取組みをさらに推進していく必要があります。

また、国は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行し、さまざまな取組みを推進することとしていることから、市においても、これらの法律の趣旨に沿った取組みを展開していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、市では、平成 28 年度に「第 4 次羽村市男女共同参画基本計画」を策定することとしています。

3. 多文化共生・国際交流

多文化理解を深めるための「世界の文化講座」の実施や日本語ボランティア団体が行う外国人との交流事業の支援を行い、多文化共生を推進してきました。また、日本語ボランティア団体を実施する「日本語支援ボランティア入門講座」などのスタッフを増加するための講座等の支援に取り組んできました。

市に住民登録のある外国人市民は、平成 28 年 1 月 1 日現在、1,150 人（総人口に占める割合 2.0%）で、地域別の内訳では、ペルー、フィリピン、中国の順になっています。日本語ボランティア団体などの外国籍市民の支援を行う市民活動団体による積極的な活動が行われていますが、日本語ボランティア団体数は、横ばいで推移していることから、市民と外国人市民との交流の創出や外国人市民が暮らしやすいまちづくりを進め、さらに多文化共生を推進していくことが必要です。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、市民の国際理解を深めるため、国際交流団体との連携により、外国人との交流事業の充実を図ることなどを検討する必要があります。

4. 世界平和思想

世界平和思想の普及啓発のため、平成 24 年に「平和首長会議」、平成 27 年には「日本非核宣言自治体協議会」に加入したほか、継続的に平和の企画展・東京空襲資料展、終戦記念日や東京都平和の日における黙祷などを通じた取組みを推進してきました。

また、平成 25 年度から「平和啓発施設見学会」を開始し、平成 26 年度からは中学生広島派遣事業「青梅・羽村ピースメッセンジャー」などに取り組んでいます。平成 27 年は戦後 70 周年の節目の年であり、若い世代とともに平和の大切さを考え、市民自ら発信していく契機とするため、平和フォーラムを開催したほか、平和作文集の発行を行い、平和思想の趣旨普及に努めてきました。

近年では、戦後に生まれた世代が戦争体験者に比べて多くなり、戦争の悲惨さや平和の大切さを直接、若い世代に語り継いでいく機会が減少していることから、平和思想の趣旨普及に関する取組みを継続して実施していく必要があります。

基本方針

多様な価値観や文化を持った市民だれもが、性別や国籍などに関わらず、お互いを尊重しあい、地域でともに生きる社会を目指します。

今後の方向性

1. 人権尊重の推進

行政各分野の連携を強化するとともに東京都や関係機関と連携し、人権尊重に関する意識啓発と人権教育の充実を図ります。

2. 男女共同参画の推進

「第 4 次羽村市男女共同参画基本計画」に沿って、男女共同参画推進事業の展開、広報活動による市民意識の啓発などに努め、男女共同参画の基本的な考え方が地域社会に浸透するよう取り組みます。

3. 多文化共生・国際交流の推進

外国籍市民の支援を行う市民活動団体との連携強化や、市民の多文化共生に対する理解を深めるための取組みを推進するほか、市民の国際理解を深めるため、国際交流の機会の充実を図っていきます。

4. 世界平和思想の趣旨普及

戦争体験を風化させることなく、市民が日常生活から「平和の尊さ」を考えることや、戦争を知らない若い世代に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていくための啓発活動に取り組みます。

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

第4次羽村市男女共同参画基本計画（平成29年度～平成33年度）

1. 人権尊重の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	人権に関する意識啓発	人権週間などに合わせて人権作文の募集、人権講演会等を実施する中で、子どもの尊厳の保持や、人権に関する市民の意識啓発に努めます。	重点
1-2	人権教育の推進	学校教育全体を通じて人権尊重の理念を身につけられるよう、人権教育を推進します。	
1-3	人権に関する東京都や関係機関との連携強化	DVや虐待などの人権問題に関する相談者への支援や人権侵害につながる犯罪被害者の保護と生活の自立に向けた支援を東京都や関係機関と連携して行います。	

2. 男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	男女共同参画の推進	男女共同参画の考え方が市民や地域、企業などに浸透し、それぞれが主体的に取り組めるよう、啓発活動を行うとともに、「女性の活躍推進」や「あらゆる暴力の根絶・安心な暮らしの実現」などに関する事業に取り組みます。	重点 輝④

3. 多文化共生・国際交流の推進

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	多文化共生への理解を深める講座などの実施	多文化共生の理解を促進するため、講座や交流事業、相談事業を実施します。	重点 輝⑦
3-2	市民ボランティア活動および外国人市民への日本語指導などの支援	外国人市民を対象に、日本語指導や市民生活に必要なルール説明などを行う市民ボランティア活動や、東京2020大会を契機に来日する外国人観光客などに対する案内等のおもてなしを行う市民ボランティア活動を支援します。	重点 輝⑦
3-3	国際交流事業の推進	東京2020大会に向けた取組みを契機に、海外の都市との交流や国際交流団体と連携した外国人との交流事業などの推進を図ります。	重点 輝⑦

4. 世界平和思想の趣旨普及

No.	事業名	事業内容	区分
4-1	世界平和思想の趣旨普及	平和の企画展やピースメッセンジャー事業、広報活動などを通じた啓発事業を行い、平和の尊さを次代に引き継いでいくことに取り組みます。	

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 防災意識の啓発

東日本大震災の記憶を風化させず、市民の防災意識の高揚を図るため、震災が発生した3月11日に合わせ市独自の防災週間を設定し、企画展、講演会などを実施してきました。

今後も、防災週間における企画展、講演会等の内容を工夫するなど、より多くの市民参加を図り、一層の啓発に取り組んでいく必要があります。

2. 防災体制

災害時要援護者への支援体制を強化するための「災害時要援護者登録台帳システム」の導入、避難場所、避難所、備蓄倉庫等の位置を示した防災マップと浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を示したハザードマップを合わせた防災マップはむらを作成したほか、緊急情報を直接かつ迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備、エリアメール（緊急速報メール）同時送信システムの導入、移動系防災行政無線の整備などに取り組んできました。

市の「地域防災計画」については、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下型地震などの被害想定に基づく、避難所対策、職員配備態勢、帰宅困難者対策などの震災対策を見直すとともに、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者^{*1}の避難支援対策として避難行動要支援者制度の整備を図っていくこととしました。また、風水害対策として段階的な水防活動態勢の整備、雪害対策及び火山災害対策の新設などを行いました。さらに、他の自治体や民間事業者などとの協定締結による災害時の応急活動体制の充実、災害用備蓄倉庫や備蓄物資の整備、自主防災組織の防災活動への支援などにより、災害に強い環境整備と市民などの防災意識の向上に努めるとともに、市民、自主防災組織、事業者、関係団体などと連携した総合防災訓練を実施し、市民と地域の防災力向上に取り組んできました。

しかし、近年の自然災害は、これまでの想定をはるかに超えた大規模な災害となり、情報通信機能の不能、帰宅困難者の発生、避難経路の確保、連続する地震への対応などの新たな課題が発生していることから、これらの対応などを研究し、市の防災対策に生かしていく必要があります。

また、国が行う洪水浸水想定区域等の見直しなどの内容を精査するとともに、国や東京都及び近隣自治体と連携した水防体制、避難体制等の構築に取り組んでいく必要があるほか、要配慮者に配慮した防災対策や、防災現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した対策を推進していく必要があります。

3. 被災地の復興支援

東日本大震災や平成28年熊本地震に対し、職員の派遣、物資の搬送、義援金の募集などのほか、被災地支援に取り組む団体等と連携し、被災地の特産品の販売や被災地の住民の生活支援に取り組んできました。

今後も、国や東京都の動向なども把握しつつ、さまざまな手法による被災地への継続的な復興支援に取り組んでいく必要があります。

4. 耐震化

住宅の所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、木造住宅耐震化促進事業として木造住宅耐震診断および耐震改修に要する費用の助成を行ってきたほか、災害時における避難、消火活動、物資の輸送、復旧復興活動などに利用する特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断を実施してきました。今後も、自助の取組みとして、まずは住宅の所有者が、自ら主体的に取り組むための意識啓発に努め、耐震化を促進していく必要があります。

5. 消防体制

市では、福生消防署と消防団との連携のもとに、防災活動、火災予防活動を実施してきました。消防団員の確保については、羽村市消防団条例を改正し、市内に居住する者のほかに、市内に勤務する者を加える資格要件の見直しを行った結果、平成 27 年 4 月の改選期には、消防団員数が増加しましたが、年々、消防団員の確保は難しくなっているため、組織力の低下が懸念されています。また、消防活動に不可欠な車両や備品、消防水利などの計画的な整備・更新を行う必要があります。

基本方針

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害に強いまちをつくり、市民生活の安全と安心の確保に努めます。

今後の方向性

1. 防災意識の啓発の推進

災害の教訓を生かした取組みを実施し、市民の防災意識の高揚と防災力の向上を図ります。

2. 防災体制の充実

国の「防災基本計画」や「東京都地域防災計画」との整合を図り、市の「地域防災計画」の見直しを行うなどの災害に強いまちづくりを進めます。

要配慮者への対応や避難支援を強化するため、地域の自助・共助による取組みを推進し、関係機関との連携を強化します。また、あらゆる媒体を活用した災害時の情報伝達手段の強化を図ります。

3. 被災地への復興支援の推進

被災地に対する理解を深め、継続した復興支援に取り組むとともに、被災地に新たな課題などが生じた場合には、有効な支援策を検討し、取り組んでいきます。

※1 要配慮者：高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、防災施策において特に配慮を要する方。

4. 耐震化の促進

耐震化を促進するため、耐震化の必要性や助成制度などについての周知に努めます。

5. 消防体制の強化

福生消防署と消防団の連携、消防団活動および消防団員確保のための支援を行い、消防力の強化を図ります。また、消防活動に不可欠な消防車両などの設備について、計画的な整備・更新を進めます。

主な計画事業

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画

羽村市地域防災計画
 羽村市国民保護計画
 羽村市事業継続計画（新型インフルエンザ編）
 第三次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（平成 27 年度～平成 29 年度）
 羽村市耐震改修促進計画（平成 28 年度～平成 33 年度）

1. 防災意識の啓発の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	防災週間の実施	災害の記憶を風化させず、市民自ら防災について考える機会を増やし、防災意識の高揚を図ることを目的に、市独自に設定した防災週間にあわせ、講演会や企画展などを開催します。	重点

2. 防災体制の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	防災訓練等の実施	市民と地域の防災力向上を図るため、総合防災訓練、水防訓練など、子どもから高齢者、外国人を含むすべての市民の参加を促進し、より実効性のある訓練を自主防災組織や関係機関とともに実施します。	重点
2-2	業務継続計画（地震編）の策定	震災時における対応に加え、被災した中でも市役所業務を継続するための業務継続計画（地震編）を策定します。	重点
2-3	災害時の情報伝達手段の強化	防災行政無線（固定系）のデジタル化に対応するとともに、住環境の変化に応じた放送塔の配置などの施設整備を図ります。また、インターネットや SNS ^{※2} などの情報発信手段や Wi-Fi などの情報通信機器の活用を図ります。	重点
2-4	避難行動要支援者制度の推進	災害対策基本法に基づく避難行動要支援者の避難支援について、災害時における避難支援や地域の共助による取組みを推進します。	重点
2-5	地域防災に関する応援協定等の締結	自治体、市民団体、事業者などとの地域防災に関する応援や応急活動に関する協定等を締結します。	重点輝⑥

2-6	防犯、交通安全および火災予防の総合的な推進	市民生活の安全安心を確保するため、市民や各関係団体と連携し、防犯、交通安全および火災予防に関する取組みを総合的に推進します。	
2-7	防災マップはむら、洪水・土砂災害ハザードマップ等の修正	災害時の備えとして、避難所や避難場所などの位置、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、その他防災に関する情報について修正し、周知に努めます。	

3. 被災地への復興支援の推進

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	被災地への復興支援	多様な主体と連携しながら、被災地の復興支援に取り組みます。	重点

4. 耐震化の促進

No.	事業名	事業内容	区分
4-1	建築物の耐震化促進	耐震化の必要性や助成制度などについての周知に努め、建築物の耐震化を促進します。	重点

5. 消防体制の強化

No.	事業名	事業内容	区分
5-1	消防用車両の整備	指令車および消防ポンプ自動車の更新を行い、消防装備の充実を図ります。	重点
5-2	消防団消防車庫の整備	耐震性を確認していない消防団の消防車庫の耐震診断を実施します。	重点
5-3	消防団員の確保および訓練等	ポンプ操法訓練、結索訓練などの福生消防署と連携した訓練を実施するほか、消防団員の資格要件の見直し（年齢制限の引上げなど）を図り、消防団員の確保を支援し、消防力の強化を図ります。	

※2 SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のウェブサイトおよびネットサービスのこと。

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 交通安全対策

道路の安全環境を点検し、道路反射鏡、街路灯、カーブミラーの整備や摩耗した区画線の引き直しを行うとともに、福生警察署へ要望を行い信号機や横断歩道の整備を図ってきました。

また、福生警察署および交通安全推進委員会と連携・協力して、交通安全運動、街頭指導、各種講習会、広報活動などを行い、ソフト・ハード両面からの事業に取り組み、交通事故の防止に努めてきました。

市内の交通人身事故発生件数は、平成 13 年の 497 件をピークに年々減少傾向にあり、平成 27 年には 152 件となりましたが、死亡事故などの重大事故は、件数は少ないものの毎年発生しているため、交通事故のさらなる減少と重大事故の防止に取り組んでいく必要があります。

さらに、子育て世代や高齢者などの自転車利用者が、安心して通行できる交通空間の整備が求められています。

2. 自転車対策

羽村駅周辺に 8 箇所、小作駅周辺に 4 箇所ある自転車駐車場の維持・管理を行い、自転車の利用環境の整備に取り組んできました。また、交通安全講習会などを通じて、自転車運転のマナーの向上を図るとともに、放置自転車の撤去や放置自転車防止活動を行ってきました。

近年では、環境配慮や健康増進の観点から、自転車の利用者が増え、道路交通法の一部改正により自転車の罰則規定が厳しくなりましたが、依然として自転車利用者のマナー低下や、ルールを無視した走行により、歩行者が危険を感じたり、自転車が関わる悲惨な事故が発生しています。また、駅周辺や歩道などの公共空間への自転車の放置も未だ見受けられます。

市営自転車駐車場は、誰もが無料で駐車できるということもあり、駅に近い駐車場ほど混雑し、ルールを無視した駐車も見受けられる状況にあります。

基本方針

交通安全施設の整備を進めるとともに、福生警察署などの関係機関と連携・協力した交通安全対策を実施し、交通事故のないまちを目指します。

今後の方向性

1. 交通安全対策の強化

交通事故のさらなる減少と重大事故の防止に向けて、関係機関などと連携し、交通安全意識の啓発に取り組むとともに、市民が安心して自転車を利用できる自転車通行環境を整備します。

また、主体的に交通安全活動を行う市民のボランティア活動に対する支援を行います。

2. 自転車対策の強化

子どもから高齢者まで、すべての年齢層を対象に、自転車運転ルールの周知やマナーの向上を図り、自転車事故の防止に努めます。また、自転車の利用環境を改善し、環境にやさしい乗り物である自転車の利用を促進するとともに、自転車駐車場の適正な管理手法について検討します。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

第三次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

1. 交通安全対策の強化

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	交通安全活動への支援	P T Aやボランティアによる横断歩道での安全活動を主体的に行っている方に対し、講習会などを開催し、歩行者はもとより、自分自身の安全にも配慮した活動ができるよう支援します。	重点 輝④
1-2	交通安全施設の整備	区画線などの整備を行うほか、福生警察署に対して信号機の設置等を要望します。また、街路灯・カーブミラーの設置について検討します。	
1-3	安全で快適な道路環境の整備	歩行者や自転車が安心して利用できる道路環境の整備を図ります。また、関係機関と調整し、自転車レーンの設置や自転車ナビマークの表示を進めていきます。	
1-4	防犯、交通安全および火災予防の総合的な推進	市民生活の安全安心を確保するため、市民や各関係団体と連携し、防犯、交通安全および火災予防に関する取組みを総合的に推進します。	
1-5	交通安全意識の啓発	交通安全推進委員会を中心に、広報車による呼びかけ、街頭指導や講習会の実施により交通安全意識の向上を図ります。	

2. 自転車対策の強化

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	自転車利用環境の充実	自転車駐車場の利用環境の整備を図るため、自転車駐車場の運営に関する検討委員会を設置し、民間活力の導入を含め、有料化に向けた検討を行います。また、自転車を取り巻く環境の変化に対応するため、自転車利用などの総合的な計画の策定について検討します。	重点
2-2	自転車運転ルールの周知とマナーの向上のための講習会の開催	各種講習会を開催し、子どもから高齢者まで、自転車運転ルールの周知とマナーの向上を呼びかけます。講習会は、多くの人が集まる施設などでの実施を検討します。	重点

施策 16 防犯

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 防犯体制

町内会・自治会、防犯協会、福生警察署と連携し、防犯体制の強化を図るとともに、市民主体の防犯パトロール団体などに対して、防犯活動等の情報を提供するなどの支援を行ってきました。また、NPO 法人市民パトロールセンターはむらによる駅周辺の徒歩パトロールの実施や、青色回転灯パトロール車による市内巡回など、市内各所でさまざまな関連団体や個人によるパトロール、見守り活動が行われました。

市内の街路灯は、平成 26 年度から順次 LED 化に取り組んでいるほか、市民などから設置要望があった箇所の調査を実施し、特に交通安全および防犯上必要な箇所に LED 照明灯を新設しました。また、駅周辺の犯罪の抑止のため、羽村駅周辺および小作駅周辺に、防犯カメラを 13 台設置しました。

市内の犯罪発生件数は、平成 14 年の 1,388 件をピークに減少傾向に転じ、平成 27 年には、598 件となっています。また、振り込め詐欺の被害件数は減少傾向にあるものの、新たな手口などによる被害が発生しているほか、子どもや高齢者を狙った犯罪なども発生しているため、市民による自主的な防犯活動がしやすい環境の整備や、行政、市民、事業者およびNPO法人などが一体となった防犯活動の強化に取り組む必要があります。

基本方針

行政、市民、事業者およびNPO法人などが連携した防犯体制の充実を図り、犯罪のないまちを目指します。

今後の方向性

1. 防犯体制の整備

市民の防犯意識の高揚を図るため、市民の主体的な防犯活動に対する支援や、関係機関等と連携した取組みを推進するとともに、手口が多様化・巧妙化している特殊詐欺対策などを含め、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。

主な計画事業

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画
 第三次羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

1. 防犯体制の整備

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	防犯活動の支援と連携の強化	各種防犯関係団体が交代制で重点的にパトロールを実施する防犯週間（仮称）に取り組むとともに、市民パトロールなどの主体的な防犯活動を支援します。また、市民パトロールセンターを拠点に、各関係団体の活動が効率的に行えるよう連携の強化を図ります。	重点輝④
1-2	特殊詐欺対策の強化	特殊詐欺などの犯人からの電話に対し、自動通話録音機を活用して被害を未然に防止します。	重点
1-3	街路灯の整備	街路灯の計画的な点検・補修・整備により、犯罪発生を抑制します。また、新たな街路灯の設置について、検討します。	重点輝②
1-4	防犯、交通安全および火災予防の総合的な推進	市民生活の安全安心を確保するため、市民や各関係団体と連携し、防犯、交通安全および火災予防に関する取組みを総合的に推進します。	
1-5	児童に対する見守り活動の支援	防災行政無線による「児童の見守り放送」を実施し、地域住民や関係機関との連携により、児童・生徒の登下校時の見守り活動を支援します。	
1-6	防犯意識の啓発とパトロール強化	福生警察署、防犯協会、防犯関連団体と連携・協力し、不審者情報や振り込め詐欺対策などの防犯に関する情報提供や、防犯に関するキャンペーンなどを実施します。また、NPO法人市民パトロールセンターはむらによる青色回転灯パトロール車などによる市内巡回パトロールの強化に取り組んでいきます。	

第1編 基本構想
 第2編 後期基本計画
 基本目標 1
 基本目標 2
基本目標 3
 基本目標 4
 推進する構想のために
 資料編

施策
17

基地対策

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 横田基地対策

横田基地に起因する航空機騒音などの問題の解決に向けて、横田基地周辺市町基地対策連絡会や横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会を通じて、市民の安全確保、航空機騒音などの軽減、米軍機の飛行高度測定の実施などについて、国や米軍に対し、要請を行ってきました。

また、国が、米軍機による航空機騒音対策として、周辺市町の公共施設整備などに措置してきた交付金を活用しながら、学校などの障害の緩和に資するための生活環境施設および事業経営の安定に資する施設の整備を進めてきました。

横田基地では、これまでも米軍機による事故、航空機の予防着陸や部品落下、米軍人等による不祥事などが発生しているほか、基地内で行われる訓練や航空機による低空飛行、編隊飛行訓練に加えて、頻繁に人員降下訓練が実施され騒音などに伴う市民生活への影響が存在していることから、横田基地に起因する問題の解決に向け、適時適切に対応していく必要があります。

さらに、平成 26 年から、MV-22 オスプレイが横田基地に飛来するとともに、平成 27 年 5 月には、平成 29 年以降、横田基地に CV-22 オスプレイが段階的に配備される計画が示されたことから、国や米軍に対し、安全対策の徹底と環境への配慮を求めていく必要があります。

また、国が措置する交付金を活用して整備した施設の老朽化などに伴い、施設の更新に取り組む必要があります。

基本方針

横田基地に起因する航空機騒音などの問題の解決に向けて、基地周辺自治体と連携し、国および米軍等へ要請するとともに、市民への情報提供を行います。

今後の方向性

1. 横田基地対策の推進

横田基地の整理・縮小・返還に向け、市民生活の安全・安心を守ることや、国の交付金などの拡充について、国や米軍に対する要請等に取り組むほか、横田基地に関する迅速な情報提供と地元住民に対する説明を国や米軍に求めるとともに、市としても広報はむらや市公式サイトなどを活用した市民への情報提供に努めていきます。

主な計画事業

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

1. 横田基地対策の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	横田基地に起因する諸問題についての国および米軍への要請	航空機騒音や事故など、横田基地に起因する諸問題について、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会や横田基地周辺市町基地対策連絡会等を通じ、国および米軍に要請します。	重点
1-2	航空機騒音、航空機飛行高度などに関する測定の実施	横田基地に関係する航空機の騒音を測定するとともに、飛行高度の測定を行うよう国に要請します。	重点
1-3	特定防衛施設周辺対策事業の充実についての要請	公共施設の整備などに関する交付金制度の拡充について、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会や横田基地周辺市町基地対策連絡会などを通じた国への要請や、防衛補助の採択に向けた交渉に取り組みます。	重点
1-4	基地関連情報の収集	国や米軍に対し、基地に関する情報の提供や説明を行うよう要請します。	
1-5	市民への情報の提供	市民に対する横田基地に関する情報の提供や説明を国自ら行うよう働きかけます。また、国や米軍から得られた情報について、市公式サイトや広報はむらなどを活用し、市民への情報提供に努めます。	
1-6	「羽村市と横田基地」の作成	横田基地や防衛関係の現状と経過をまとめた「羽村市と横田基地（平成 30 年度版）」を作成します。	

第1編
基本構想

第2編
後期基本計画

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

推進する構
想
ため
にを

資料
編

施策
18 工業

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 経営基盤の強化

市内における工業の活性化を図るため、国の地方創生交付金を活用し、新たな助成制度や専門家派遣制度の創設、さまざまな業種の中小企業・小規模事業所などへの支援策の充実に取り組むとともに、企業活動支援員による事業所への個別訪問により、国・東京都・市などの企業支援策の紹介、経営支援認定機関の紹介、ビジネスマッチング、経営診断などの企業経営支援、産業支援機関^{※1}との連携による補助金の獲得などの支援に取り組んできました。

また、中小企業への支援策として、販路開拓支援助成金、ICT 活用販路開拓事業助成金、地域イノベーション^{※2}創出事業助成金の交付、青梅線沿線地域産業クラスター協議会^{※3}などによる研修に取り組んできました。

こうした中、経済のグローバル化が進み、大手企業のみならず中小企業も自ら海外展開を行うことが増えています。国内経済は、緩やかな回復基調が続いている一方で、中国経済の減速や中東地域の政情不安などによる影響を受け、先行きは不透明な状況にあり、市内企業へさまざまな影響を及ぼしています。平成 26 年の市内製造品出荷額は、6,333 億 3,600 万円（都内第 3 位）でありましたが、企業の経営基盤・競争力の強化策を充実していく必要があります。

2. 企業立地・定着支援

平成 27 年度に企業誘致促進制度を改正し、要件の拡大を行うとともに、企業誘致促進条例に基づき、工業系地域を中心とした指定地域への新規操業・第 2 工場等の新設について、奨励企業の指定と奨励金の交付を行ってきました。

また、企業への融資制度、助成制度などの支援事業を実施する中で、企業の経営向上のための助成金限度額等の見直しを行うなど、内容の充実を図るとともに、市内の空き地・空き工場などについて、円滑に情報提供できるよう、未利用地等情報管理システムを構築し、活用しています。

しかし、平成 26 年の市内製造業事業所数は、69 事業所（平成 25 年：70 事業所）と減少傾向が続き、工場などの新規参入ニーズがある一方、希望する面積と市内の未利用地・低利用地等の実態とのミスマッチが生じています。

さらに、工場跡地などの宅地化が進み、製造業が操業しづらい環境も生じていることから、企業の操業環境の維持・向上や、企業立地・定着促進を図る必要があります。

3. 人材確保・育成支援

ハローワーク青梅、東京しごとセンター多摩などとの連携による就職面接会・セミナーを開催するとともに、青梅線沿線地域産業クラスター協議会などと連携して合同企業説明会等を実施することで、雇用を促進してきました。

また、中小企業への支援策として、技術力向上及び人材育成支援助成金、青梅線沿線地域産業クラスター協議会などによる研修に取り組んできました。

市内製造業従業者数は、多摩地域 26 市の中では、6 番目に従業者が多い状況となっていますが、平成 26 年は、7,664 人（平成 25 年：7,730 人）と減少傾向が続いています。

また、小規模事業所経営者の高齢化が進み、後継者育成、廃業に伴う事業譲渡を含めた事業承継が課題となっているほか、大手企業を中心に採用意欲が向上する中、中小企業の人材確保は難しい状況にあります。さらに、国の第 6 次地方分権一括法の中では、新たな雇用対策の仕組みが盛り込まれ、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を全国的かつ安定的な仕組みとして構築していくことが求められています。

基本方針

企業経営の安定と強化、技術開発や新分野への進出、販路開拓、新たな起業や創業を促進するための支援に努め、地域とともに発展する活力ある工業の振興を図ります。

今後の方向性

1. 経営基盤の強化

企業が安定的な経営を持続できるよう、技術開発や新分野への進出、販路開拓、新たな企業間連携や広域的連携の推進など、企業のニーズに沿ったきめ細かな支援に努め、それぞれの企業の経営基盤の強化を図ります。

2. 企業立地・定着支援

企業の操業環境の維持・向上に向けた取組みを進めます。また、新たな企業の立地や操業が進むよう、企業誘致促進制度を活用した工業系地域などへの企業誘致の促進、工業用地等の有効利用を図ります。

- ※1 産業支援機関：羽村市商工会や青梅線沿線地域産業クラスター協議会等をはじめ、産業の活性化に連携・協力しながら取り組む関係機関の総称。
- ※2 イノベーション：新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること。
- ※3 青梅線沿線地域産業クラスター協議会：JR 青梅線・五日市線・八高線沿線地域に位置する各自治体、商工会議所、商工会ならびに一般社団法人首都圏産業活性化協会（TAMA 協会）によって組織された産業支援のためのネットワーク。

3. 人材確保・育成支援

企業の競争力を高めるとともに、その発展を支えるため、企業の人材確保・育成を支援するほか、地方分権の趣旨に沿って、新たな雇用対策の仕組みを構築します。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市産業振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）

羽村市創業支援事業計画（平成 28 年度～平成 30 年度）

1. 経営基盤の強化

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	金融支援の充実	中小企業などの経営基盤の安定・強化を図るため、融資制度の充実を図ります。	重点
1-2	産業支援機関等との連携強化	産業支援機関などとの連携を強化し、中小企業と大手企業とのマッチングや大学・研究機関への橋渡し、海外展開などの企業支援を推進します。また、産業支援機関などと製品・技術開発、新分野進出等の協定締結を進め、市内企業の連携・協働を推進します。	重点
1-3	企業活動支援員等による中小企業・小規模事業所の個別支援	企業活動支援員によるワンストップでの相談体制の整備や経営課題の解決支援などのきめ細かな支援に努め、企業の経営体質の強化を図ります。また、企業の課題に対して、中小企業診断士などの資格を持つさまざまな分野の専門家を派遣し、それぞれの知識・ノウハウを結集して、段階に応じたマーケティング、事業化、商品ブラッシュアップなどのハンズオン（伴走型）支援に努めます。	
1-4	技術力の向上支援	中小企業が負担した従業員などの講習・研修の受講、資格取得等の経費を助成するなど、企業の技術力向上を支援します。また、中小企業の新事業展開、新分野等進出、技術高度化などを支援するため、中小企業等が連携して新たな事業を行う際の事業経費、特許取得に係る費用、公設試験研究機関への依頼試験、機器利用に係る費用などを助成します。	
1-5	展示会の出展支援	中小企業が国内外の展示会や見本市などに出品した経費を助成する制度等により、販路開拓や取引拡大を支援します。	
1-6	専門家の活用支援	専門家の活用により、販路開拓や製品・技術 PR などの営業力向上、事業承継等を支援します。	
1-7	マッチング支援	産業支援機関などとの連携により、企業間のマッチング支援を行い、企業間連携やビジネスチャンスの拡大を図ります。	

1-8	広域連携の推進	青梅線沿線地域産業クラスター協議会、首都圏産業活性化協会（TAMA 協会）、たま工業交流展などを通じて、広域的なネットワークを活用した企業支援事業を進めます。	
1-9	ICT の活用支援	ICT 活用のためのセミナーなどの実施や個別企業への専門家の派遣、ウェブサイト作成の支援に努め、企業の情報発信力を強化します。	
1-10	企業情報の発信	市公式サイトなどにおける動画配信等を交え、企業情報の発信を推進します。	

2. 企業立地・定着支援

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	ものづくり企業立地継続支援	中小企業が行う防音、防臭、防振などの操業環境の改善を図る取組みへの助成制度等により、継続的に市内で企業活動が営めるよう支援します。	重点輝⑤
2-2	未利用地等の活用の促進	未利用地等情報管理システムを活用し、市内の空き地・空き工場などに関する情報を円滑に提供することに努め、土地利用の促進を図ります。	重点輝⑤
2-3	企業誘致の促進	新規創業や転入により新たに市内で操業を始めた事業所に対する助成制度の充実を図り、工業系地域などへの企業誘致を促進します。	重点輝⑤

3. 人材確保・育成支援

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	新たな雇用対策の仕組みづくりの検討	地方版ハローワークの検討や合同企業説明会の実施など、地域の実情にあった雇用対策を推進します。	重点輝⑤
3-2	人材育成・定着支援	中小企業が負担した従業員などの講習・研修の受講、資格取得等の経費を助成するなど、人材育成を支援します。また、研修などの受講機会の拡大等の支援を推進し、若年層などの人材の企業への定着を支援します。	重点輝⑤
3-3	研修会等の実施（後継者育成支援）	経営者に求められる経営の基礎知識や経営スキル向上のための研修会などを開催します。また、後継者を育成・支援するための事業や制度を検討し実施します。	
3-4	産業福祉センター機能の充実・拡大	市内産業振興の中核的な拠点となる施設として、産業福祉センターの再整備を検討し、機能の充実・拡大を図ります。	重点輝⑤

施策
19

商業

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 活力ある商業活動

消費者ニーズの多様化、近隣地域への大規模商業施設の出店などにより、市内商業を取り巻く環境は厳しさを増し、市内の小売吸引力の低下や、市内の小売業における年間商品販売額・売り場面積の減少が生じています。商店の売上・魅力向上のため、各商店が独自性を発揮し、質の高いサービス、魅力ある商品を提供することや、市内で創業した商店に対し、事業継続と地域へ定着するための支援を行うことが必要です。

そこで、商店などの経営向上を図るため、国の地方創生交付金を活用し、新たな助成制度や専門家派遣制度の創設、さまざまな業種の中小企業・小規模事業所などへの支援施策の充実に取り組むとともに、企業活動支援員による事業所への個別訪問により、企業の経営相談、経営支援に努め、小規模事業所向けの国の支援施策の活用促進や中小企業診断士実習生による経営診断などもあわせて行うなど、商店へのきめ細かな支援に取り組んできました。

また、販路開拓支援助成金、ICT 活用販路開拓事業助成金、地域イノベーション創出事業助成金、ビジネスハンズオン支援^{*1}などに継続的に取り組んだほか、国の地方創生交付金を活用し、産業福祉センターへの創業支援スペース・サロンの設置や創業支援コーディネーターの配置を行うとともに、市内で創業を目指す方の支援として創業支援補助金を創設するなど、創業支援の強化に取り組みました。

さらに、大規模商業施設の出店に対しては、庁内検討委員会を設置し、共通認識のもとに問題点などの検討事項をとりまとめ、事業者に対して市のまちづくりへの理解を求めるとともに、都市環境や自然環境など近隣の生活環境への影響を抑制していくよう働きかけてきました。

商店と大規模商業施設が連携・協力して、ともに発展し、共存共栄が図られるとともに、商店が集積し、市内の商店会として維持し続けていくことが必要です。

2. 商店会などの活性化

商店会などの魅力を高めるため、市と連携協定を結ぶ杏林大学との協働により羽村東口商店会・本町西口商店会活動を通じた支援を行うとともに、「羽村市新・元気を出せ商店街事業費補助金」により商店会事業への財政的支援を行ってきました。市民の消費喚起の面では、国の地方創生交付金を活用した「羽村にぎわい商品券★スペシャル」や、市独自の「羽村にぎわい商品券事業」を実施し、活気に満ちた地域商業の振興に取り組んだほか、観光と商業を関連付けた事業や、若者を中心とした事業運営の実施による新たな魅力の創出に取り組んできました。

3. 中心市街地の活性化

羽村駅西口土地区画整理事業の推進や、羽村駅自由通路拡幅等整備事業に取り組んできました。

市内の空き店舗数は、ほぼ横ばいですが、駅付近においても空き店舗が発生している状況にあり、魅力と活力ある中心市街地の形成が急務となっています。

4. 人材確保・育成支援

「技術力向上及び人材育成支援助成制度」による支援などに取り組んできましたが、商店における人材確保、後継者の育成、技術の継承が課題となっています。

基本方針

商店の独自性や魅力を高めるための個別支援を行うとともに、商店会のにぎわいの創出を支援することで、活気に満ちた商業の振興を図ります。

今後の方向性

1. 活力ある商業活動の推進

商店などの経営の安定化や魅力向上を図るための取組みについて、きめ細かく支援するとともに、大規模商業施設との共存共栄、買い物環境の充実、情報発信機能の強化などへの取組みにより、活力ある商業活動の推進を図ります。

2. 商店会などの活性化

高齢者や子育て世代にとって買い物がしやすく、Wi-Fi などの情報通信機器の活用を推進できるよう、商店会の活動支援、魅力向上支援に取り組むとともに、新規の起業支援や創業支援、開業支援、空き店舗対策を推進し、商店会のにぎわいの創出と活性化を図ります。

3. 中心市街地の活性化

羽村駅を中心とする中心市街地などの活性化を図るため、ハード・ソフトの両面から事業者や商工会と連携し、取り組めます。

4. 人材確保・育成支援

商店がそれぞれに活発に事業を展開し、活力ある商店会づくりを行っていくため、次代を担う若手事業者などの人材確保、後継者の育成を支援します。

※1 ビジネスハンズオン支援：中小企業・小規模企業が抱えるさまざまな課題を、複数の専門家がチームを組んで、現状の課題を聞き、課題の整理と解決に向けた提案・実行支援を行う支援事業。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市産業振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）
 羽村市創業支援事業計画（平成 28 年度～平成 30 年度）

1. 活力ある商業活動の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	金融支援の充実	商店などの経営基盤の安定・強化を図るため、融資制度の充実を図ります。	重点
1-2	大規模商業施設との連携体制の構築	大規模商業施設と市内の商店との継続的な連携体制を構築します。	重点 輝② 輝⑤
1-3	大規模商業施設との共存共栄策の検討	大規模商業施設と市内商店との共同事業の実施、大規模商業施設の集客力を活用した共同イベントの開催など、共存共栄を図ることができる事業を検討し取り組みます。	重点 輝② 輝⑤
1-4	共同販促事業の推進	にぎわい商品券事業などの共同販促事業を推進します。また、市内商店などで利用可能な共通ポイントカード事業等を検討し、実施します。	重点 輝⑤
1-5	企業活動支援員等による個別支援	企業活動支援員による経営課題の解決支援などきめ細かな支援を実施し、商店等の経営体質の強化を図ります。また、商店などの課題に対して、中小企業診断士等の資格を持つさまざまな分野の専門家を派遣し、それぞれの知識・ノウハウを結集して、段階に応じたマーケティング、事業化、商品ブラッシュアップなどのハンズオン（伴走型）支援を行います。	
1-6	地域産品のブランド化・羽村名産品の開発・普及	農商観連携の逸品やはむりんを使用した商品など、羽村名産品・特産品マークで認定を行います。また、地域イノベーション創出事業助成制度を活用した事業者間連携による新たな羽村オリジナルの商品開発や姉妹都市である山梨県北杜市との連携をもとにした「羽～杜プロジェクト」事業を推進し、普及に努めます。	
1-7	買い物弱者対策の推進	高齢者などの買い物弱者への宅配サービス、電話注文等の取組みを推進します。	重点 輝②
1-8	農商観連携事業の推進	農業、商業、観光が連携し、花と水のまつり等のイベント会場や観光案内所等でのマルシェの開催など、市内の逸品や農産物等の販売の取組みを推進します。また、市内商店・飲食店で羽村市産農産物の利用促進を図ります。	重点 輝③ 輝⑤
1-9	産学官金労言の連携	産学官金労言の多様な連携の基盤づくりと強化を図り、イベントの実施や新たな事業の創出、体制の強化に繋がっていきます。	重点 輝⑥
1-10	研修会等の実施（事業承継支援）	各種研修会・セミナーなどの実施による経営の基礎知識、経営スキルの向上、事業承継に関する知識・ノウハウ取得の機会の充実を図ります。	

1-11	農商観連携施設の整備	市内の農産物や名産品・特産品を販売し、あわせて市の地域資源、観光資源の発信を、一年を通じて行う観光案内所の機能を有する農商観連携施設の整備に取り組みます。	重点 輝③ 輝⑤ 輝⑥
1-12	専門家の活用	専門家の活用により、商業者の事業承継などに関する相談に対応します。	
1-13	ICT の活用支援	ICT 活用のためのセミナーなどの実施や個別企業への専門家の派遣、ウェブサイト作成の支援に努め、商業者の情報発信力を強化します。	
1-14	商店等情報の発信	市公式サイト、広報はむらなどによる商店等の情報発信を推進します。	

2. 商店会などの活性化

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	空き店舗の情報共有化	空き店舗情報を収集、体系化し、データベースとして取りまとめ、情報の共有化を図ります。また、情報発信により広く空き店舗活用希望者を募集する事業を検討します。	重点 輝② 輝⑤
2-2	起業・創業・開業支援	空き店舗の解消、商店会の活性化を図るため、市内の空き店舗を活用して起業・創業・開業を希望する事業者を支援します。	重点 輝⑤
2-3	商店会等共同事業・イベントの充実	商店会などが共同で行うイベントや販売促進活動等の充実に向けた取組みを支援し、商店会活性化を推進します。	重点 輝⑤

3. 中心市街地の活性化

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	羽村駅西口土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業により、羽村駅西口地区の市街地整備を推進し、良好な都市環境の創出を図ります。	重点 輝②
3-2	主要幹線道路の整備	市道第 101 号線・102 号線（市役所通り）については、市のメインストリートにふさわしい道路環境となるよう再整備を計画的に進めていきます。	重点 輝② 輝⑤
3-3	羽村駅自由通路の拡幅等整備	駅利用者ならびに東西地区間の通路利用者の利便性や安全性の向上を図るため、羽村駅自由通路の拡幅等整備を進めます。	重点 輝② 輝⑤
3-4	中心市街地等活性化施策（まちづくりガイドライン）の検討	羽村駅周辺等の有効な土地利用や都市基盤の再整備について、調査・研究し、中心市街地としてのにぎわいのあるまちなみの創出を図ります。	重点 輝②

4. 人材確保・育成支援

No.	事業名	事業内容	区分
4-1	研修会等の実施（人材育成・定着支援）	研修会やセミナーの開催などを通じて、商店等の人材確保・育成を支援します。	重点
4-2	産業福祉センター機能の充実・拡大	市内産業振興の中核的な拠点となる施設として産業福祉センターの再整備を検討し、機能の充実・拡大を図ります。	重点 輝⑤

施策
20

農業

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 農業の活性化

農産物の安定的な販路の確保、地域に根ざした農業を推進していくため、農産物直売所での販売促進、学校給食での地元農産物（野菜など）の提供などを行ったほか、農地が有する自然環境の保全や良好な景観形成等の多面的機能の支援に取り組んできました。

しかし、農林業センサス（平成27年速報値）では、市内の農業者総数は、104戸となり、10年間で14.8%減少したほか、市内の販売農業者は、58戸となり、10年間で17.1%減少しています。また、農産物直売所については、農業者や農地の減少などにより農産物の生産量と売上が減少しています。このため、農業経営基盤強化促進法に基づく基本的な構想を示し、市としての認定農業者制度の確立、消費者のニーズに対応した有機栽培や低農薬栽培などを行う農業者を支援していく必要があります。

国では、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されたことから、市においても、この法律に基づく取組みを検討していくことが求められています。

2. 農地の保全・活用

市内唯一の水田である「羽水田」で、稲作の裏作としてチューリップを植栽するほか、大賀ハスなどの景観植物を栽培することにより、観光資源としての役割も担うよう取り組んできました。

しかし、農林業センサス（平成27年速報値）では、市内の耕地総面積は、生産緑地の追加指定などを講じたものの32haとなり、10年間で18.7%減少しています。

体験農園については、市内に1園開設し、入園希望者も多いことから、新たな体験農園の開設に向け、調整を進めています。また、市民農園については、応募者も多く人気が高いことから、計画的な増園に努めてきましたが、近年、相続や納税猶予制度などの税制面での影響により農園数が減少しています。

農地は、市民に安全・安心な地場産の農産物を提供する生産の場としての機能に加え、防災、景観形成、自然環境の保全、文化の伝承など多面的な機能を有し、重要な役割を担っています。しかし、農業者の高齢化が進み、相続等により農地面積が減少し宅地化が進んでいることから、市内に残された貴重な農地を保全し、有効に活用していく必要があります。

3. 地域に根ざした農業

市内農業は、主に野菜類、花卉、果実などの生産を行い、指定管理者制度を導入した農産物直売所を拠点として、新鮮で安全・安心な農産物を消費者へ提供する地産地消型の都市農業を推進してきました。このような中、高齢化や担い手不足により農業者数が年々減少していることから、市では、援農ボランティアや助成金などの制度を活用し、安定的な農業経営が行われるよう支援を行ってきました。

また、農業者と市民（ボランティア）との交流、都市農業の現状理解、プロの農業者からの農業技術の習得など、双方にとって有意義な内容の事業や、農業者による小学生の稲作体験指導、中学生の職場体験の受け入れ、学校給食組合との契約栽培など、地産地消や食育を推進してきました。

都市農業は、農地と宅地が共存していることから、市内農業を継続するためには、農業や農地の持つ多面的な機能などについて、農業者と市民がお互いの立場を理解するための交流を深めていく必要があります。

4. 人材確保・育成支援

農業者に対する様々な支援を実施したことで、農業後継者は 27 人とほぼ横ばい状態にある一方、援農ボランティアの登録者数は 90 人と増加傾向にあります。

援農ボランティア制度は、労働力を求める農業者と農業を体験したいボランティア双方にとって良い制度となるよう、さらに充実していく必要があるほか、農業後継者を育成し、新たな農業の担い手づくりや女性農業者を支援するとともに、栽培技術などの継承に取り組んでいく必要があります。

基本方針

農産物の市内販路の拡充や多面的な役割を担っている都市農地の保全に努め、地域とともに歩む都市農業の振興を図ります。

今後の方向性

1. 農業の活性化

農業が魅力と活力ある産業として生まれ、農業経営が継続されるよう、農業の一層の活性化に向けた取組みを進めます。

2. 農地の保全・活用の推進

市内の農地の保全に努めるとともに、農地が持つ多面的機能の有効活用を図ります。

3. 地域に根ざした農業の振興

地産地消や食育を推進するとともに、農業に対する市民の理解を深める取組みを進め、地域に根ざした農業の振興に努めます。

4. 人材確保・育成支援

次代の農業を支える人材の確保・育成を図るため、後継者組織の活性化や仲間づくりを支援するとともに、情報提供や相談体制の充実を図り、新たな担い手づくりに努めていきます。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市産業振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）

1. 農業の活性化

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	都市農業振興基本法の推進	都市農業の有する機能の発揮と都市農地の有効活用を図るため、国・東京都・市、農業者の相互の連携協力により、農産物の地産地消の促進、農作業体験機会の充実、担い手の育成・確保など、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。	重点輝⑤
1-2	援農ボランティア制度の充実	農業者、ボランティア各々の要望把握に努め、より良い制度として充実させていくとともに、市民に対し制度の広報に努め、一層の普及を図っていきます。また、突発的な労力の需要に対応するため、市民農園の経験者などによる人材バンクの設置等について検討します。	重点
1-3	認定農業者制度の導入	農業経営基盤強化促進法に基づく市の基本的な構想を示し、市としての認定農業者制度を確立し、意欲と能力のある農業者を、農業のスペシャリストである認定農業者として認定し、支援していきます。	重点
1-4	環境保全型農業の推進	有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培など、環境にやさしい農産物生産の拡大を図るとともに、生産時においては環境配慮型資材の使用助成や廃資材の共同回収・処理の助成などを行い、環境保全型農業の普及を推進します。	重点輝⑤
1-5	安定的な販売先の確保・拡充	農業委員会や農業関係団体と協力し、農産物直売所の充実や学校給食による市内産の農産物の販売促進などを行い、安定的な販売先の確保、拡充を図ります。	
1-6	農業の合理化・多角化の推進	1年を通じて安全・安心な農産物を安定的に供給する体制を整備するため、市内農業者の計画的な作付けを執行するための方策などについて検討します。 生産性を高めるため、専門家による技術指導への支援、農業関係団体が行う研修や講習に対する支援を行います。 ビニールハウスなどの栽培施設や各種の農業用機械器具の拡充等に係る支援制度について、市内農業者への情報提供、周知を行うとともに要望の把握に努め、農業収益性を高めるための経営の効率化・合理化・多角化を支援します。	
1-7	高付加価値農産物の研究	農産物の高付加価値化を図るための研究などの取組みを促進します。	
1-8	花卉園芸・切花生産の拡充	植込み場所の拡充による花卉園芸の生産拡大や、通年での安定出荷を目指した切花栽培体系を整えていきます。	
1-9	農産物加工品の充実	新たな農産物加工品の開発、加工に適した新たな農産物栽培の研究などを支援します。また、農産物を加工する場所や設備を整備し、加工品の販売を促進します。	

1-10	農商観連携事業の推進	農業、商業、観光が連携し、花と水のまつりなどのイベント会場や観光案内所等でのマルシェの開催など、市内の逸品や農産物等の販売の取組みを推進します。また、市内商店・飲食店で市内産の農産物の利用促進を図ります。	重点 輝③ 輝⑤
1-11	農商観連携施設の整備	市内の農産物や名産品・特産品を販売し、あわせて市の地域資源、観光資源の発信を、一年を通じて行う観光案内所の機能を有する農商観連携施設の整備に取り組みます。	重点 輝③ 輝⑤ 輝⑥

2. 農地の保全・活用の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	農地の多面的機能の活用	農業団体協議会と締結している災害時における防災協定の継続、多面的機能支払交付金事業の実施などにより、多面的な機能を有する農地の活用を図っていきます。	重点
2-2	生産緑地の追加指定	農地減少への歯止めをかけるため、生産緑地の追加指定を継続するなど、農地の保全を図ります。	

3. 地域に根ざした農業の振興

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	イベント等における市民との交流促進	農業や農産物への理解を深めるため、農ウォークなどの体験イベントや市内商店・飲食店等と連携した「農」と「食」をテーマとしたフェスティバルの開催など（アグリフェスタ）を通じ、市民との交流を促進します。	重点
3-2	市内産の農産物取扱店舗の拡充	市内産の農産物の販売促進のため、農産物直売所をはじめ、商店との連携による取扱店舗の拡充を促進します。	重点 輝⑤
3-3	学校教育などとの連携	学校給食における市内産の農産物の利用を推進するため、学校教育などとの連携を強化し、供給・流通体制の充実を図ります。また、小学生の稲作体験や中学生の農家への職場体験などを通じ、「食」や「農」の大切さを理解してもらう食育の取組みを進めます。	
3-4	羽村の農業のPR	産業祭や夏まつりなど、多様な機会を活用し、市内の農業および市内産農産物の情報提供、PR活動を推進します。	

4. 人材確保・育成支援

No.	事業名	事業内容	区分
4-1	農業後継者の支援	農業後継者団体などのニーズに応じ、交流や情報交換などの活動を支援します。また、農業者が負担した、後継者育成のための講習・研修の受講、資格取得などの経費を助成するなど、人材確保・育成を支援します。	重点
4-2	女性農業者・新規就農者の支援	研修会の開催や相談体制の充実を図り、女性農業者や新規就農者を支援していきます。	

施策
21 観光

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 魅力ある地域づくり

市内の観光資源については、水と花と緑の自然景観として多摩川、羽水田、歴史・文化財として羽村堰、玉川上水、まいまいず井戸、阿蘇神社、情操教育や癒しの空間として動物公園、フレッシュランド西多摩などがあり、市内外から多くの観光客が訪れています。

また、市の特徴を生かし、市民や関係団体と連携しながら、四季折々に「はむら花と水のまつり」、「はむら夏まつり」、「はむらふるさと祭り」、「はむらイルミネーション」、「羽村市産業祭」、「はむらにぎわい音楽祭」などのイベントを開催することで、地域のにぎわいの創出と地域経済の活性化をもたらすとともに、市民主体のイベントとして、連帯感や郷土愛を醸成してきました。さらに、観光による市の認知度向上や地域産業の振興を図るため、情報誌への広告掲載やロケーション撮影などを受け入れるフィルムコミッション^{※1}事業等に取り組んできました。

近年では、ジョギングやサイクリングを楽しむ人が増え、市外から多摩川沿いなどに訪れる観光客が増えていることなどから、現在ある観光資源の再認識と新たな観光資源の発掘を行い、有効活用策を見出すとともに、年間を通じて観光客に市を訪れてもらうため、既存のイベントの充実を図り、市の魅力をさらに高めていく取組みを推進する必要があります。

2. 地域の魅力発信

市公式キャラクターはむりんのイベントへの出演と市内事業者などによるグッズ販売の支援を通じて、市の魅力や観光情報を積極的に発信するとともに、観光協会などの関係団体と連携し、観光資源やイベント等の情報をウェブサイトやSNS等を活用して積極的に発信してきました。また、福生市・昭島市と連携した広域的な観光振興の調査・研究を行うなど、新たな観光客の発掘にも力を入れてきました。

多くの観光客を誘致するためには、観光協会や商工会などの関係団体と連携し、効果的な情報発信に取り組んでいくことや、市の魅力と市の施策を戦略的に広報することで、市の認知度を高め、市内産業の活性化を目指す取組みを推進していく必要があります。

3. 観光基盤

観光協会、商工会などと連携して観光案内所の運営を行うことで、観光客のおもてなしと、地域がにぎわう観光の振興に取り組んできました。

平成27年に日本を訪れた外国人旅行者は過去最高となり、今後も東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、さらなる増加が見込まれることから、観光による地域産業の振興のためには、その取組みを進める推進体制と、観光客を受け入れる施設整備に取り組む必要があります。

※1 フィルムコミッション：映画等の撮影場所の誘致や撮影の支援をする機関のこと。

基本方針

自然、歴史、文化などの観光資源の活用と、一年を通じて羽村の魅力や価値を市内外へ発信する取組みを進め、地域がにぎわう観光の振興を図ります。

今後の方向性

1. 魅力ある地域づくりの推進

観光資源の魅力や価値の再認識・発掘・活用、地域製品のブランド化の推進、イベントの充実など、地域の魅力を高める取組みを推進します。

2. 地域の魅力発信の推進

市の持つ地域資源の魅力を広く市内外に発信するため、SNS などの情報発信手段や Wi-Fi などの情報通信機器を活用した情報発信、情報提供、PR 等に取り組みます。

3. 観光基盤の充実

市を訪れる多くの来訪者が快適で楽しく、安全・安心に観光を楽しめるよう観光基盤の充実を図るとともに、外国人観光客に訪れてもらうため、観光協会や商工会などの関係団体と連携し、案内表示のユニバーサル化や観光ガイドの育成、宿泊環境の充実など、国際化に向けた取組みを推進します。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市産業振興計画（平成 28 年度～平成 33 年度）

1. 魅力ある地域づくりの推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	サイクリングステーションの整備	多摩川沿いや奥多摩街道を走るサイクリストやランナーをターゲットに休憩スペースや情報コーナーを備えたサイクリングステーションの整備に取り組みます。	重点 輝③ 輝⑤
1-2	花と水のまつり、夏まつり、ふるさと祭り等の充実	市の主要な観光イベントである花と水のまつり、夏まつり、ふるさと祭りなどの集客に結びつくよう、より一層の内容の充実を図るとともに、羽村の独自性を前面に出した新たなイベントの開催についても検討します。	重点 輝③

1-3	新たな観光資源の発掘・研究	観光協会・商工会・大学などと連携し、羽村堰、玉川上水、動物公園等の既存の観光資源の価値を高めるとともに、新たな観光資源の発掘・活用について研究を進め、魅力の創出を図ります。	重点
1-4	観光資源の再認識、活用の促進	自然や歴史、文化遺産など、既存の観光資源の魅力や価値を再認識するとともに、観光資源をルートで結び、情報発信するなどの活用を進めます。	重点
1-5	体験・交流型産業観光の推進	工業、商業、農業など多様な産業を観光資源として捉え、連携した体験・交流型の取組みを推進します。	
1-6	フィルムコミッション事業の推進	観光協会や商工会等の関係機関と連携し、フィルムコミッションに関する取組みを推進することで、映画やドラマなどの撮影場所の誘致に努めます。	
1-7	地域産品のブランド化・羽村名産品の開発・普及	農商観連携の逸品やはむりんを使用した商品など羽村名産品・特産品マークで認定を行います。また、地域イノベーション創出事業助成制度を活用した事業者間連携による新たな羽村オリジナルの商品開発や姉妹都市である山梨県北杜市との連携をもとにした「羽～杜プロジェクト」事業を進め、普及に努めます。	
1-8	農商観連携事業の推進	農業、商業、観光が連携し、花と水のまつりなどのイベント会場や観光案内所等でのマルシェの開催など、市内の逸品や農産物等の販売を推進します。また、市内商店・飲食店で羽村市産の農産物の利用促進を図ります。	重点 輝③ 輝⑤
1-9	他都市との広域観光連携の推進	市域を越えた観光振興を図るため、姉妹都市、災害時相互応援協定締結自治体など、他都市との広域観光連携を推進します。	

2. 地域の魅力発信の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	さまざまな媒体を活用した情報発信・シティプロモーションの強化	テレビ、新聞、各種情報誌などさまざまなメディアを活用した効果的なPR活動を推進します。また、市の観光資源をバーチャルリアリティで紹介するシステムを導入し、イベントなどでの活用を図るなど情報発信機能を強化します。	重点 輝⑤
2-2	はむらの水PR事業の充実	都民の水の源である羽村堰・玉川上水が市内に存在し、清澄で豊富な地下水を利用した独自の安全・安心な上水道事業や低廉で良質な工業用水道事業を展開する市として、水の保全に関する宣言を行うなど、「はむらの水」の積極的なPRに取り組みます。	重点 輝② 輝③
2-3	市公式キャラクター・市出身著名人によるPR・活用	市公式キャラクターや、市ゆかりの著名人の情報発信力を活用してPRを行い、市の認知度の向上を図ります。	
2-4	ガイドブック・パンフレット・マップなどの作成・発行	来訪者が必要な情報を提供するため、ガイドブック・パンフレット・マップなどのより一層の充実を図ります。	

3. 観光基盤の充実

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	観光協会の組織・機能強化の支援	観光協会が進める法人化などの組織や機能強化を図る取組みを支援します。	重点輝⑤
3-2	農商観連携施設の整備	市内の農産物や名産品・特産品を販売し、あわせて市の地域資源、観光情報の発信を、一年を通じて行う観光案内所の機能を有する農商観連携施設の整備に取り組みます。	重点輝③ 輝⑤ 輝⑥
3-3	国際化対応の推進	観光のグローバル化が進む中で、市を訪れる外国人も今後増加することが予想されるため、案内表示のユニバーサル化や観光ガイドの育成、宿泊環境の充実などの国際化に向けた取組みを進めます。	重点輝③ 輝⑤ 輝⑦
3-4	観光スポット周辺環境の整備	来訪者の快適性を向上させ、目的地までの円滑な移動や市内を周遊しやすくするため、観光スポット周辺への観光案内標識の設置や駐車場、トイレなどの整備を進めます。	重点輝③ 輝⑤ 輝⑦

第1編
基本構想

第2編
後期基本計画

基本目標
1

基本目標
2

基本目標
3

基本目標
4

推進する構想
ためにを

資料
編

施策
22

消費生活

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 消費者の自立

「賢い消費者」、「自立した消費者」として消費者の自立を促すため、消費者展、消費生活講座などの各種事業を実施するとともに、市内で活動する消費者団体を支援し、消費者の意識向上に努めてきました。消費者の自立を促す各種事業を充実させるためには、より多くの方の意識喚起につながる事業を企画する必要があります。

2. 消費生活相談

高齢者を狙った詐欺的な勧誘トラブルや情報サービスなどの不当・不正請求などが増加している中、複雑化する相談に適切に対応できるよう、国や東京都などが実施する研修へ積極的に参加し、相談員の資質向上に努めてきました。また、高齢者を狙った振り込め詐欺の防止対策として、警視庁から提供された自動通話録音機を高齢者世帯へ貸与しています。

消費生活相談における救済金額は、平成 27 年度は平成 26 年度と比べて減少しましたが、救済件数と相談件数は増加しています。

このため、消費生活トラブルを防止するための啓発活動、複雑な内容で解決までに時間がかかる相談の増加など、喫緊の課題に対応する相談体制を強化することや、振り込め詐欺などの予防に取り組んでいく必要があります。

3. 消費環境

商工会が主体となって実施している市内商店の共同注文・配達システム「はむら e-市場」は、制度を改善したことで利便性が高まり、利用者数、利用回数、利用金額が大幅に増加しました。今後は、さらに消費環境の利便性を向上させるため、市と商工会が連携した取組みを進め、身近な地域で買い物しやすい消費環境づくりを支援していく必要があります。

基本方針

だれもが、安心して日常生活を送れるよう、消費者の自立を促進し、消費生活上のトラブルの解消に努めるとともに、消費者が安心して買い物できる環境づくりを支援します。

今後の方向性

1. 消費者の自立促進

より多くの人に参加しやすくなるよう各種事業の改善に努めるとともに、広報はむら、市公式サイト、消費生活センターだよりなどを活用し、市民への積極的な情報提供に努めます。

2. 消費生活相談の充実

時代の変化や内容に応じた相談事業の充実に努めるとともに、振り込め詐欺などの犯罪から市民を守るため、警察等と連携し、特に狙われやすい高齢者世帯などの被害防止対策を推進します。

3. 消費環境の充実

宅配事業や有償ボランティアなどによる買い物代行、インターネットによる通信販売など、さまざまな分野で研究を進め、支援策の具体化を商工会等と検討し、今後も「はむら e-市場」などの事業がさらに利用しやすいものとなるよう支援します。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

1. 消費者の自立促進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	消費者支援事業などの充実	消費者展、消費者の日、消費生活講座などの各事業を通じて、消費者の自立を促進します。	重点

2. 消費生活相談の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	消費生活相談の充実	市民活動団体や関係部署・関係機関などとの連携による消費者被害防止のためのネットワークづくりの推進、啓発事業と相談体制の充実に努めるほか、複雑化する相談に適切に対応できるよう相談員の資質の向上を図ります。	重点
2-2	特殊詐欺対策等の予防	特殊詐欺対策などの相談対応や消費生活センターだよりによる啓発を通じ、被害を未然に防止します。	

3. 消費環境の充実

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	買い物環境の充実	商工会が主体となって実施している市内商店の共同注文・配達システム「はむら e-市場」の充実を支援することで、高齢者などが安心して買い物できる環境づくりを商店会や事業者とともに取り組みます。	重点 輝⑤

